

# 住民税・所得税の 申告相談会場

今年も申告の時期となりました。申告書の提出は市・県民税の基礎資料となる ほか、国民健康保険等の算定資料にもなります。また申告がないと証明等を出す ことができない場合がありますので、期間内申告をされるようお願いします。

お問い合わせ 市役所税務課 (市民税係) ☎63-5110

# 常設申告相談会場

受付 午前9時~正午/午後1時~4時

地区	会 場	相談受付期間
両津	佐渡島開発総合センター2階 会議室	2月16日(火)~3月15日(月)
相川	相川支所2階 第1応接室	2月16日(火)~3月15日(月)
国中	アミューズメント佐渡2階 文化情報センター	2月16日(火)~2月19日(金)
	アミューズメント佐渡1階 第2練習室	2月22日(月)~3月15日(月)

※ アミューズメント佐渡会場は、会場が途中で2階から1階へ変更となりますのでお間違いのないようご 注意ください。

# 臨時申告相談会場

受付 午前9時~正午/午後1時~4時

地区	会 場	相談受付期間
新穂	トキのむら元気館1階 第2・3会議室	2月16日(火)~2月22日(月)
畑野	畑野行政サービスセンター3階 大会議室	2月23日(火)~3月 1日(月)
真野	真野行政サービスセンター3階 大会議室	3月 2日(火)~3月 8日(月)
金井	市役所本庁 会議室棟1階 第2会議室	3月 9日(火)~3月15日(月)
小木	小木地区公民館1階 第2会議室	2月16日(火)~2月26日(金)
赤泊	赤泊行政サービスセンター1階 応接室	2月16日(火)~2月26日(金)
羽茂	羽茂支所3階 第2会議室	3月 1日(月)~3月15日(月)

- ※ 臨時会場(国中地区)は大変混みあうことが予想されます。お時間に余裕をもっておいでください。
- ※ 臨時申告相談会場は、受付期間外の申告相談は行いません。(3月15日までの提出は可能です)

### 申告に必要なもの

- 1)印鑑
- ②源泉徴収票の原本(年金、給与)

※確定申告時に添付しますので、必要な方は事前にコピーしてお持ちください。

③控除を受ける為の証明書 等

医療費の領収書 ※医療機関ごとに集計してお持ちください/生命保険料、地震保険料の証明書/国民健康保険 (税)・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付額証明書/国民年金の支払証明書

- ④口座番号がわかる資料 (所得税の還付申告をされる方)
- ⑤収支内訳書(農業、営業、小作等の事業所得のある方)

## 税法改正による主な変更点

住民税における住宅借入金等特別税額控除

住民税で住宅借入金等特別控除の適用を受ける方は、確定申告書の提出や給与の年末調整のみで市への申告は原則不要となりました。なお、平成19・20年中に入居された方は住民税の控除対象外となります。

# 欠り会場はび∃▼申告相談の日程

全ての会場にお 次の会場および日程 て、 で 2 月 15 住 民税 日以 所 得 前 0 税 相 0 申 談はお受けできませんのでご了承ください 告 相 談を行 11 ・ます。 (土日を除く